

**健康づくりブランディング事業キャッチフレーズ入りロゴマーク作成等業務
事業者募集要項**

本要項は健康づくりブランディング事業キャッチフレーズ入りロゴマーク作成等に係る業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1)業務名

健康づくりブランディング事業キャッチフレーズ入りロゴマーク作成等業務

(2)契約期間

契約締結の日から令和7年3月24日（月）まで

(3)委託上限額

1,210,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(4)業務内容

別添「仕様書」のとおり

(5)担当課

仙台市健康福祉局保健衛生部 健康政策課

住所 : 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

電話/FAX : 022-214-3894/022-214-4446

電子メール : fuk005520@city.sendai.jp

2. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2)仙台市内に本社（店）または支社（店）があること。
- (3)仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (5)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立中又は再生手続き中でないこと。
- (6)仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）により指名の停止を受けていないこと。
- (7)仙台市税、消費税・地方消費税を滞納していない者であること。
- (8)業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、こ

れらを受けていること。

3. スケジュール（予定）

(1)募集開始	令和6年10月11日（金）
(2)質問受付期限	令和6年10月21日（月）16時必着
(3)質問に対する回答	令和6年10月23日（水）
(4)企画提案書等提出期限	令和6年11月1日（金）
(5)選考（プレゼンテーション）	令和6年11月7日（木）
(6)選考結果通知	令和6年11月中旬
(7)契約締結	令和6年11月中旬

4. 質問および回答

(1)質問受付

- ①受付期限 令和6年10月21日（月）16時必着
- ②提出先 本要項1(5)あて
- ③提出方法 電子メール
- ④記載事項 質問者団体名、部署、氏名、電話番号、質問内容
- ⑤留意点

- ・質問書は任意様式とする。
- ・電子メールのタイトルは「健康づくりブランディング事業キャッチフレーズ入りロゴマーク作成等業務に関する質問（事業者名）」とすること。
- ・評価及び審査に関する質問には回答しない。

(2)回答

- ①回答日 令和6年10月23日（水）
- ②回答方法 本市ホームページに回答を掲載する。
- ③留意点

- ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。

5. 本プロポーザルへの参加（関係書類の提出）

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年11月1日（金）（必着）
- (2) 提出先 本要項1(5)あて
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便）・宅配または持参
- (4) 提出書類

- ①参加表明書（様式1号） 1部
- ②企画提案書（A4版、両面印刷長辺綴じ、任意様式） 正本1部、副本5部

仕様書に基づき、以下の内容を記した提案書とすること。

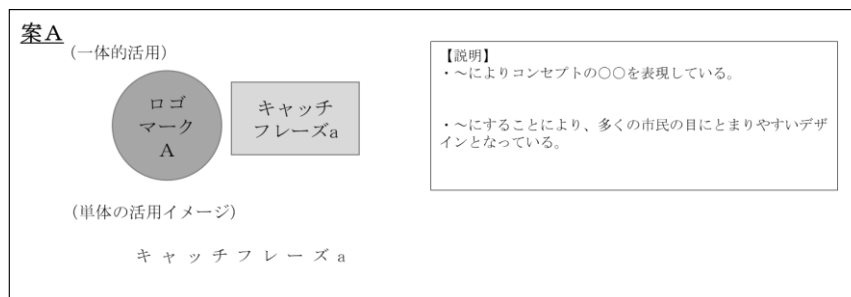
ア 提案書に記載する内容

- ①業務実施方針
- ②業務実施体制（人員配置の考え方が分かる体制図や業務分担等を記載すること）
- ③全体計画（スケジュール等）
- ④企画内容

(A) キャッチフレーズ入りロゴマーク原案

- ・キャッチフレーズ入りロゴマークは2案制作すること
※キャッチフレーズとロゴとの一体的な活用が主であるが、キャッチフレーズ単体での活用も想定している。
- ・制作の意図やコンセプトとの関係など、説明を具体的に記載すること。

(提出イメージ)



(B) 周知方法

- (a) 「みんなで子育てフェスタ&健康フォーラム」パネル出展素材
企画提案書への記載は不要
※作成スケジュール等、健康政策課と協議することとする。

(b) ロゴマークの広報

市民向けロゴマークの周知について、広報手法やスケジュール等を具体的に記載し提案すること。

イ 留意事項

- ・ 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ・ 企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ・ 提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- ・ 提出期限後の提出及び再提出、追加資料の提出は認めない。
- ・ 提出された提案書類は返却しない。

③概算見積書（A4版、任意様式）

正本1部、副本5部

- ・ 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

④暴力団排除に係る誓約書（様式2号）

1部

⑤会社の概要が分かる資料（パンフレット等）

1部

⑥履行事項全部証明書

1部

※仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は提出不要

⑦市税の滞納がないことの証明書

1部

※各区役所税務会計課、総合支所税務住民課において参加表明書の提出日以前30日以内に交付を受け、写し1部を提出すること。

⑧消費税及び地方消費税に関する証明書

1部

※納税証明書又は未納税のない証明書、写し可

6. 選考

(1) 審査方法

受託候補者の特定にあたり、本市において審査委員会を設置する。企画提案書やプレゼンテーション等を基に(2)審査基準に基づき評価し、審査委員の合計得点が最も高い提案者について受託候補者として特定する。

※プレゼンテーションの時間は1者あたり10分以内、質疑応答10分程度とする。使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積価格提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は認めない。提案内容を超えない範囲で、プロジェクトを使用することは可とする。プロジェクトの使用を希望する場合は、企画提案書等を提出する際に申し出ること。PC等はプレゼンテーションを行う者が用意すること。プレゼンテーションの実施日時・実施場所は別途電子メールで通知する。

(2) 審査基準

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うこととする。(別表:審査基準のとおり) 審査委員の合計得点が同じものが複数いる場合、以下の審査項目における合計得点が高いものを上位とする。

- | | |
|---------|---------|
| ①第1優先項目 | コンセプト |
| ②第2優先項目 | デザイン性 |
| ③第3優先項目 | 実用度・活用度 |

(3) 結果通知

・すべての提案者に審査結果を電子メール及び書面(郵送)により通知する。また受託候補者を本市ホームページで公表する。

・非特定者は、通知費の翌日から起算して7日以内(土日祝日除く)に、書面により非特定理由について説明を求めることができる。本市は説明を求められた日の翌日から起算して10日以内(土日祝日除く)に書面により回答する。

7. 契約締結

本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ企画提案書等の内容を一部変更する場合があります。受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

[別表：審査基準]

審査項目	評価の観点	配点
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトの内容を反映したデザインになっているか ・事業の趣旨を理解し、仕様書を網羅した提案がなされているか 	30
デザイン性	<ul style="list-style-type: none"> ・観るものの目を引き、記憶に残るものとなっているか ・オリジナリティのあるデザインであるか ・健康福祉分野以外も含む幅広い関係者が使いたくなるような魅力的なデザインか 	30
実用度・活用度	<ul style="list-style-type: none"> ・モノクロや単色でも分かりやすいか ・キャッチフレーズ単体でも使用可能なものであるか ・印刷物や広報ツールなど、幅広い用途において活用しやすいものであるか 	20
業務履行体制の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業を遂行する能力、組織体制、人員を有しているか ・適切なスケジュール、業務履行体制がとられているか 	10
見積内容	提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的かつ経済性に優れているか	10
合計		100